

文京区議会 申し合わせ事項

第9 その他の事項 新旧対照表（案）

○政務活動費の使用に係る留意事項について

改正案	現行
<p>事務費</p> <p>8 固定電話（IP 電話を含む。）料金等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会派・議員控室の固定電話料金は、全額について使用することができる。</p> <p>(2) (1)以外の固定電話料金は、1/2 で、月額1万5千円を限度として使用することができる。</p> <p>(3) 携帯電話料金（基本使用料、通話料、<u>通信料</u>、その他利用料及び携帯電話の購入等に係る経費）は、一人1台に限り、1/2 で、月額1万5千円を限度として使用することができる。</p> <p>(4) <u>携帯電話本体を一括購入する場合は、一人1台に限り、購入経費の1/2を限度として使用することができる。</u></p>	<p>事務費</p> <p>8 固定電話（IP 電話を含む。）料金等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会派・議員控室の固定電話料金は、全額について使用することができる。</p> <p>(2) (1)以外の固定電話料金は、1/2 で、月額1万5千円を限度として使用することができる。</p> <p>(3) 携帯電話料金（基本使用料、通話料、<u>パケット通信料</u>、その他利用料及び携帯電話の購入等に係る経費）は、一人1台に限り、1/2 で、月額1万5千円を限度として使用することができる。</p>